

農業委員会制度が変わります

変わります



藤岡市農業委員会 HP

農業委員会は、農地に関する事務を執行する行政委員会として設置されています。

農地利用の最適化（農業の担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など）を推進するため「農業委員会等に関する法律」が改正され平成28年4月1日から施行されています。この制度改正により、組織の構成や業務内容などが変更となりました。

なお、経過措置により現農業委員は任期満了日（29年7月19日）まで引き続き在任します。

問い合わせ 農業委員会事務局（☎④2307）



改正の主なポイント

農業委員の選出方法などの変更

■市長の任命制へ一本化

今までは選挙制と市長の選任制の併用でした。改正後は地域の農業者や団体などから候補者の推薦を求め、公募も実施し、議会の同意を得て市長が任命する方法へと変わります

■農業委員の構成

- ・農業委員の過半を認定農業者とする
- ・農業者以外で中立の立場にある人を1人以上含める
- ・女性や青年の登用を促進し、農業委員の性別や年代が偏らないよう配慮する

■農業委員定数の削減

現行の27人（選挙委員21人・選任委員6人）から、半数の14人になります

農地利用最適化推進委員の設置

農業委員とは別に「農地利用最適化推進委員」が設置されます。主に担当地区で農地利用の最適化推進のための現場活動を行い、そこで得た地域の声を農業委員会へ届けていきます。

農地利用最適化推進委員は地域の農業者や団体などから候補者の推薦や公募を実施した後、農業委員会が委嘱します。

農業委員会業務の遂行方法

農業委員会業務は農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して行います。

※本市は7月20日から新体制の農業委員会へ移行します

農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します

藤岡市農業委員会の委員（農業委員）の任期満了に伴い、新たに選任される農業委員と新設された農地利用最適化推進委員の各候補者の推薦・募集を行います。

農業委員

募集人数 14人

推薦・応募資格

- ①原則として市内に住所がある人
- ②農業に関する識見があり、農地などの利用の最適化推進およびその他の農業委員の職務を適切に行うことができる人
- ③平日の昼間に月2～3日程度活動でき、毎月5日（土・日曜日、祝日の場合はその前後の日）の昼間に開催される農業委員会定例会に出席できる人

選任方法 候補者の中から書類選考を行い、議会の同意を得て市長が任命します

農地利用最適化推進委員

募集人数 18人（▷藤岡・神流・小野・美土里・日野・鬼石=各2人▷美九里・平井=各3人）

推薦・応募資格

- ①市内（各担当地区）に住所がある人
- ②農地などの利用の最適化推進に熱意と識見のある人
- ③平日の昼間に月2～3日程度、担当地区で農地利用の調整などの現場活動ができ、毎月5日（土・日曜日、祝日の場合はその前後の日）の昼間に開催される農業委員会定例会に出席できる人

選任方法 候補者の中から書類選考を行い、農業委員会が委嘱します

共通事項

任期 7月20日～平成32年7月19日（3年間）

報酬 市条例に規定する報酬が支払われます

委員になれない人

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある人

推薦・応募方法 2月15日（水）から農業委員会事務局で配布する推薦書または応募書（市ホームページからもダウンロード可）に必要事項を記入し、持参または郵送で農業委員会事務局へ

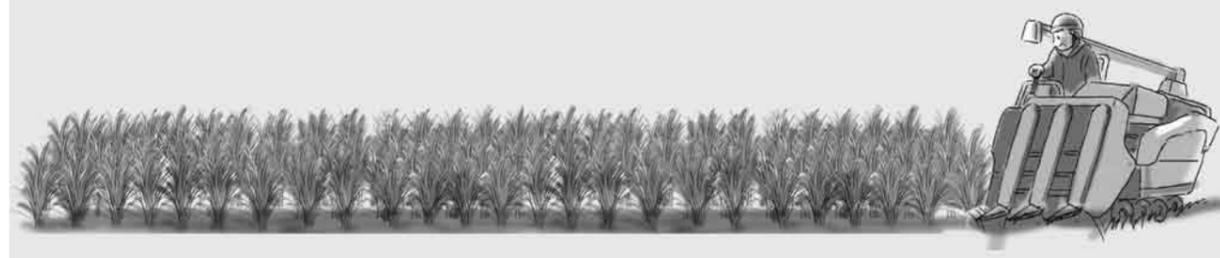
※両方の委員に推薦・応募できます。ただし兼務はできません

受付期間 3月1日（水）～28日（火）（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時）

募集状況の公表 受付期間の中間と終了後に、市ホームページで各候補者の氏名、職業などを公表します

※詳しくは市ホームページをご覧ください

問い合わせ 農業委員会事務局（☎④2307）



連携

農業委員

合議体としての意思決定を行います
（定数 14人）

主な業務

- ・農地利用の最適化推進に関する指針などの作成および活動
- ・農地の賃貸、売買の許可
- ・農地転用の許可

農地利用最適化推進委員

担当地区で現場活動を行います
（定数 18人）

主な業務

- ・農業の担い手への農地集積や耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入促進のための日常的な現場活動
- ・定例会（総会）に出席して推進委員としての意見を述べる